

専決第3号

専決処分書

議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年度鴨川市一般会計補正予算（第9号）を別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月24日

鴨川市長 佐々木 久之

令和7年度鴨川市一般会計補正予算（第9号）

令和7年度鴨川市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和8年3月24日

鴨川市長 佐々木 久之

第1表 繰越明許費補正

追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	県単林道災害復旧事業	6,127

第2表 債務負担行為補正

変更

(単位 千円)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
総合保健福祉会館等LED照明リース料	自 令和7年度 至 令和17年度	333,991	自 令和7年度 至 令和18年度	333,991